

令和元年度 月形町地域拠点施設整備等に関する住民説明会

日 時 令和2年2月4日（火）

午後6時～

会 場 月形町役場大会議室

1 開 会

2 会長挨拶

3 説明事項

（1）審議会開催等の経過について

（2）審議状況について

①地域拠点施設の整備について

②皆楽公園等周辺施設の整備について

③道の駅の整備について

4 意見交換

5 その他

6 閉 会

月形町地域拠点施設整備等審議会の審議状況等について

1 審議会開催等の経過について

会議名	日時・場所	内容
第1回審議会	令和元年6月27日（木）16時 役場大会議室	委嘱状交付、審議事項諮詢
住民説明会	令和元年6月27日（木）18時 役場大会議室	地域拠点施設整備等の事業 概要説明
第2回審議会	令和元年8月7日（水）16時 町内、温泉ホテル別館	拠点施設整備候補地及び皆 楽公園周辺施設の現地視察
住民説明会（ふれ あい大学）	令和元年9月6日（金）12時30分 交流センター	地域拠点施設整備等の事業 概要説明
視察研修1	令和元年9月18日（水） 恵庭市、南幌町	民設民営による公共複合施 設の運営と校舎の再利用に ついて
視察研修2	令和元年9月26日（木）～27日（金） 浜頓別町、名寄市	バスターミナル機能を備え た交流拠点施設の運営につ いて
第3回審議会	令和元年10月15日（火）16時 役場大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 視察研修の報告 ・ 地域拠点施設の整備方針 について
第4回審議会 グループ会議	<p>[Aグループ]</p> 令和元年10月30日（水）16時 役場第1会議室 <p>[Bグループ]</p> 令和元年11月14日（木）15時30分 役場第1会議室 <p>[Cグループ]</p> 令和元年10月25日（火）16時 役場第1会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域拠点施設の整備方針 について ・ 道の駅の整備について

会議名	日時・場所	内容
第5回審議会	令和元年11月29日（金）16時30分 役場大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・地域拠点施設の整備方針について ・道の駅の整備について ・皆楽公園等周辺施設の整備方針について
第6回審議会 グループ会議	<p>[Aグループ]</p> <p>令和元年12月23日（月）16時30分 役場大会議室</p> <p>[Bグループ]</p> <p>令和元年12月10日（火）15時 役場大会議室</p> <p>[Cグループ]</p> <p>令和元年12月12日（木）16時30分 役場大会議室</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・皆楽公園等周辺施設の整備方針について ・道の駅の整備について
第7回審議会	令和2年1月20日（月）16時30分 役場大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・皆楽公園等周辺施設の整備について ・道の駅の整備について ・地域拠点施設の整備について

2 審議状況について

(1) 地域拠点施設の整備について

①整備コンセプト

『みんなが立ち寄り集う地域の安心と賑わいの空間（拠点）』

- ・多世代の町民が気軽に『集い・憩い・交流』が生まれる場所とする。
- ・地域公共交通の結節点として、住民生活の利便性の向上を図る。
- ・町の「顔」として、月形町のPRや地域情報の発信力を高める。
- ・子供たちが安心して遊べる場所とする。
- ・災害時に対応し、安心・安全に利用できる場所とする。

②拠点施設の建設地について

地域拠点施設の建設地を月形小学校敷地とする。

- ・国道と道道の交点で施設の視認性が高い。
- ・公共交通の結節点として機能的な場所である。
- ・公共用地であることから整備に要する費用を抑制できる。

施設整備にあたっては、教育関係機関、保護者、地域住民等に対し十分な説明と理解を得ることとし、拠点施設と小学校との管理区分の明確化や安全性の確保に努めることとする。

また、学校教育環境の整備（小中一貫校など）や道の駅の整備も踏まえ、多方面から検討し判断する必要がある。

③拠点施設の機能について

新たな公共交通ネットワークの構築に伴うバスターミナルの整備とともに、町民が気軽に立ち寄り、集まりやすい地域の交流拠点施設として次のような機能を設ける。

なお、建設スペースや建設費、維持管理費などの財政負担も考慮しなければならないことから、設計段階において必要な機能を十分に精査する必要がある。

[主要機能]

○バスターミナル機能

- ・バス発着場・待合所・トイレ

○交流機能

- ・子供の遊び場・フリースペース（休憩、コミュニティ活動、学習、ワーキング）
- ・情報コーナー（町のPR、観光、地域情報など）

- ・レンタサイクル・レンタルルーム（会議、サロン活動、研修、講座、教室等）
- ・フリーWi-Fi・飲食スペース（カフェ、物販など）・トイレ（バスターミナル共有）

○図書館

- ・閲覧スペース（レファレンス室含む）・収蔵庫（作業スペース含む）・事務室

○その他

- ・施設管理者用事務室（利用受付窓口も含む）・書庫、物品庫・駐車場、駐輪場（共有）
- ・防災・災害対策

[建物イメージ]

- ・オープンな作り（見える部屋）・平屋建て・公共施設らしくない洗練されたデザイン
- ・『公共施設＝コンクリート造』の払拭

[利用方法、ソフト事業の取り組み]

- ・各種学習塾（教室含む）・福祉施設との連携事業・スポーツ、レクリエーション事業
- ・コミュニティ活動

[その他]

○拠点施設における商業施設の一体的整備については、町が決定する拠点施設の整備方針に基づき、町と関係機関が別途協議することが望ましい。

○拠点施設に道の駅を整備する計画（想定）となった場合、バスターミナルとしては必要最小限の規模、機能とする。また、トイレ等の共有できる設備は道の駅を想定した規模で計画し、その他施設を段階的に整備する。

○改修や増改築が比較的容易にでき、取り壊しも含め将来的に大きな負担のならないような建物とする。

○公共交通の運行状況等がスマホアプリで情報が得られるシステムの構築や公共施設の利用状況やイベント、コミュニティ活動等の情報を取得できる仕組みづくりも検討する。

○バスターミナルはバス停、時刻表、待合スペース、トイレ等、必要最小限の機能とする。

○町特産品等の販売については人員配置などの問題や施設全体の管理方法に絡んでくるので、実施にあたっては運営面からもしっかりと検討する。

○拠点施設を観光PRのサテライト施設として位置づけ、観光や皆楽公園エリアの情報発信機能を整備するとともに、商工事業者等とのソフト面での連携を図るなど、皆楽

公園エリアへの誘導を行い観光客の町内回遊を促進する。

○地域拠点施設が地域の交流や経済活動、コミュニティ活動の核となるには、地域住民をはじめ、JA、商工会等が主体的に行動し、官民一体の拠点化づくりと、まちづくり体制の構築が重要である。

(2) 皆楽公園等周辺施設の整備について

①皆楽公園エリアの現状と課題

皆楽公園等周辺施設（以下、「皆楽公園エリア」という）には、旧石狩川を利用した皆楽公園があり豊かな自然を感じることができる。

一方、その周辺には様々な施設が集積しているものの、施設のデザインや外観は統一性に欠け、施設の機能や能力を十分に発揮できていない。

主要施設である温泉や宿泊施設は、建築時期や設置目的、機能の違いから、施設の一体性に欠け、決して利便性の高い施設とは言えない。

国道275号からの入り口は視認性が低く、皆楽公園エリアへ続くアプローチ道路には景観を阻害するような看板や未利用の建築物等があり、各施設への誘導も不十分である。

②皆楽公園等周辺施設の目指す姿

皆楽公園エリアは、町民はもとより町外からの観光客が多く訪れる場所という現状を踏まえ、町の観光拠点としてより一層の観光誘客と観光消費拡大の可能性がある。

よって、自然、水辺空間、キャンプ場、温泉、ホテル、レクリエーション施設等が集約されていることから、月形町の観光と交流の象徴として、町民誰もが来訪者に対して自慢できる場所とする。

【キーワード】

- ・キャンプ場利用など、非日常を体験（体感）出来る場所
- ・町外の人に自慢できる場所
- ・利用者の満足度アップ

③皆楽公園等周辺施設の再整備に向けた戦略

皆楽公園エリアに町民が日常的に訪れ、誰もが楽しい「とき」を過ごすことのできる空間であるとともに、観光客にとっても訪れてみたいと思う場所とする。

主なターゲットを「ファミリー」としつつ、温泉やキャンプ場など施設ごとにターゲ

ットを設定し、それぞれの施設の特性に合ったサービスの提供を図る。また、細かい差別化と多様な取り組みを積み上げて、皆楽公園エリアの独自性と魅力的な「とき」づくりのための再整備を進め、利用者満足度の向上を図る。

そして、将来的にはインバウンドへの対応も視野に入れた観光プログラムの開発や受け入れ体制の構築を目指す。

【ターゲット】

- ・温泉：女性、ファミリー
- ・宿泊施設：ビジネス利用
- ・キャンプ場：ファミリー、キャンパー

【コンセプト】

- ・温泉：休憩スペースや食事、売店を充実させ、「ゆったり・くつろぎ」の空間として、入浴だけではなく「月形温泉ゆりかご」に行くことが目的となるよう、滞在時間が楽しめる施設とする。
- ・宿泊施設：ビジネスや合宿等の利用者をターゲットに「泊まる」をメインとしたサービスの提供と客室等の改修、管理運営の効率化を図る。
- ・キャンプ場：皆楽公園の特徴と立地条件を活かし、キャンプエリア及び関連施設・設備の拡充により、新規ユーザーの開拓とリピーターの確保を目指す。

④皆楽公園等周辺施設の具体的な整備方針

皆楽公園エリアを6つのゾーンに区分し、それぞれの現状や課題、町民や観光客のニーズを踏まえ、老朽化した施設の改修を中心に皆楽公園エリア全体の再整備を行う。その中でも、温泉、宿泊施設、キャンプ場の3つを重点施設として位置づけ、利用者ニーズに沿った施設整備と、各施設の効果的な活用、提供するサービスの充実など、ハードとソフト両面から観光誘客、観光消費拡大につながる取り組みが必要である。

なお、長期的な視点で行政コストの平準化も考慮し、老朽化した施設や設備を中心とした改修や建て替え、集約化（廃止も含む）により維持管理費用の縮減を図る。

⑤各施設の整備について

[機能と魅力を見直した施設群ゾーン]

温泉をはじめとする各施設が連續性を感じ、周辺景観に馴染むように施設の色彩を統一し、落ち着いた雰囲気を感じられる空間とする。

老朽化した施設や設備の改修（建て替えも含む）、既存施設の機能を見直すことで、施

設全体の機能強化と維持管理コストの縮減を図る。また、施設改修等によるサービスの向上と利用者ニーズへの対応により事業収益の改善を図る。そして費用対効果の低い部門については、効率性を重視した形態への転換や事業の整理が必要である。

- ・温泉の無料休憩所のリニューアル（女性専用休憩スペース等の整備）
- ・温泉の売店のリニューアルと飲食コーナーの増設
- ・宿泊施設（客室）のリニューアル
- ・水辺の家のリニューアル（皆楽公園エリアの情報発信機能）

[高揚感を高めるエントランスゾーン]

エントランスゾーン（国道275号交差点）は、皆楽公園へ訪れる人が皆楽公園に近づくにつれ、高揚感を得ることができ、おもてなしを感じられる空間づくりを目指し、形状や色彩が統一されていないサインは撤去もしくはデザインを統一するなどして景観整備を図る。

また、アプローチ道路や花壇の改修、植栽、公園サインを新たに設置し、皆楽公園エリア入口の視認性を高める。

[豊かな自然を体感し楽しむキャンプゾーン]

皆楽公園の大きな特徴である、石狩川の河跡湖の水辺空間や河畔林等を活かした親水エリアのキャンプ場関連施設を改修し、キャンプゾーンにおける利用者の安全と利便性の向上を図る。

- ・コテージの増設（通年利用の検討）
- ・トイレ、炊事場などの衛生設備の充実
- ・キャンプエリアの拡張（初心者から上級者、ソロキャンプ等のテーマ別ゾーンの設定）

[想像力を育むキッズパークゾーン]

キッズパークゾーンについては、老朽化した遊具の計画的な更新と安全性の確保を図る。

一方、皆楽公園内の既存の遊び場や遊具等の再整備にこだわらず、子供たちが自由に楽しく、安全に遊ぶことができる場所を新たに整備するということも考える必要がある。

また、遊び場や遊具等の整備方法やデザインは地域住民との協働による計画づくりと整備を行う。

- ・旧はな工房前の芝生広場の活用

- ・つち工房未利用地の活用
- ・水遊びゾーンの新設
- ・通年、全天候型施設の整備

[隣接する建物と連動させながら将来的に魅力付けを図るゾーン]

農業体験施設「つち工房」は、農業体験エリアとして位置づけ、月形町の農産物のPRや都市と農村の交流施設として再整備する。また、未利用地は芝生広場とすることで、繁忙期に混雑している既存のキャンプゾーンと使い方をすみ分けし、新たなアウトドア体験エリアとして整備する。

みのり工房については、農産物の加工研究や商工業、農業団体等の利用を促進するとともに、老朽化した設備の改修等を図る。

- ・グランピングゾーンの新設
- ・デイキャンプゾーンの新設
- ・芝生広場

[その他皆楽公園エリアへの来訪や滞在、再訪を促す仕組み]

皆楽公園エリア全体に関するニーズに対応することで利便性を向上させ、施設全体の魅力向上を図るために、フリーWi-Fiの設置や今後、更に増加することが予想される外国人旅行者に対応するための多言語対応等の整備を行う。

また、皆楽公園エリアの来訪者の行動範囲を広げてもらうための取り組みとして、情報発信機能の充実やサインの整備、また商工事業者等とのソフト面での連携など、市街地中心部への誘導を行い観光客の町内回遊を促進する。

⑥皆楽公園等周辺施設の管理運営体制と経営の改善について

皆楽公園エリアについては、町の観光拠点として施設整備を行政が行い、その後の管理運営を民間事業者が行う「公設民営」が望ましい。

また、今後の観光拠点づくりを行っていくうえで、地域住民をはじめ、JA、商工会、観光協会等が主体的に行動し、行政に頼らない観光事業の推進、運営体制の構築が必須と考える。

- ・地域DMO創設の検討
- ・観光振興の担い手の育成

(3) 道の駅の整備について

①現状と課題

道の駅は近年、沿道地域の文化、歴史、名所、特産物を活用し、多様で個性豊かなサービスと、地域の活性化を図る施設として、月形町周辺地域においても整備が進んでいる。

これまで、道の駅の整備については具体的な協議や計画はなかったが、町議会や町民からも整備を求める声があることを踏まえ審議会として協議を行った。

道の駅の機能や役割は地域を支えるさまざまな機能も担っており、地域活性化や地域連携、地域防災の拠点など、地域ニーズによって多様化している。

こうした現状を踏まえ、単なる「ハコモノ」整備に終わることなく、設置の目的はもちろんのこと、建設地や機能、そして維持管理コストや運営体制についても十分精査し、綿密な計画と戦略のもと、持続可能な施設としなければならない。

②必要性について

道の駅は、道路利用者や来訪者に対する休息の場や情報収集と情報発信はもちろんのこと、月形町の知名度向上と町の魅力を広くアピールする場として活用することができる。そして、新たな交流の創出や観光誘客、観光消費の拡大による地域経済の活性化につながる拠点としても期待できる。

一方、近隣の道の駅との差別化を図るとともに、特色ある施設として年間を通して安定的に運営できる仕組みづくりが重要である。

については、道の駅の整備にあたって、建設地や施設の規模、機能、そして管理・運営の担い手も含めて、地域住民や民間企業などを交え、より具体的な検討を行い、道の駅整備の是非を判断すべきである。

③整備場所について

月形町における道の駅整備候補地については、道路利用者の休憩施設としての役割を担うことを基本に、地域コミュニティの活性化や観光振興など、その機能が十分発揮できる場所を選定しなければならない。

よって、道の駅の目的、機能や規模、一番重要な運営主体を明確にしたうえで、各公共施設の再編、集約化、拠点施設や皆楽公園の整備を総合的に検討し、最も効果的な場所を選定する必要がある。

④地域連携機能

道の駅は、道路利用者へのサービスを中心とした休憩施設として整備されてきたが、

近年は農業、観光、文化、福祉、防災など、地域の個性や魅力を活かした新たなまちづくりの拠点として整備されている。

月形町においては、地域の特性や設置の目的、コンセプト等を明確にした上で、住民サービスや地域の交流を重視した施設整備と町外からの観光誘客や観光消費の拡大を目的とした施設整備の両方について検討する。

また、建設場所と同様に、目的や規模、機能については管理運営事業者とともに、検討し具体化することが望ましい。

[想定される機能や設備]

バスターミナル、図書館、商業スペース、集会・会議スペース、子供の遊び場、農畜産物直売所、遊具施設、特産品販売、レストラン、カフェ、防災・災害対策機能、屋外広場 など

月形町地域拠点施設整備等審議会委員名簿

委嘱期間 令和元年6月27日～令和3年6月26日

委員区分	所属等	氏名
条例第3条第2項の 1号委員 ※町の区域内の公共的団体及び関係機関の会員又は職員	月形商工会青年部 副部長	香西 雅之
	月形商工会女性部 副部長	土井 町子
	月形町農業協同組合 専務理事	福井 誠
	月形町農業協同組合女性部 部長	中村 三賀子
	社会福祉法人 月形町社会福祉協議会 事務局主任	齋藤 貴子
	月形町老人クラブ連合会 会長	西山 雅俊
	月形観光協会 会長	廣野 和男
	月形町校長会 会長（月形小学校 校長）	矢原 雄平
	月形町P T A連合会（月形小学校 PTA）	刈田 廣美
	月形町赤十字奉仕団 委員長	松山 俊子
	NPO 法人 コミュニティワーク研究実践センター 事務員	熊倉 なみ
	市北行政区 理事	高畠 康典
条例第3条第2項の 2号委員 ※識見を有する者	月形刑務所 看守部長	本多 大輔
	社会福祉法人 札親会つきがた友朋の丘	鳥潟 慎太郎
	月形町教育委員会 教育委員	岸上 希央
	北海道科学大学 工学部 建築学科 教授	谷口 尚弘
条例第3条第2項の 3号委員 ※公募による者	公益社団法人 北海道観光振興機構 地域支援本部 地域観光部長	生川 幸伸
	株式会社 道銀地域総合研究所 地域戦略研究部 業務部長	北嶋 雅見
	農業	山田 啓一
	会社員	梅木 悠太